

特約ワイドおよび三大疾病・重大疾病に関する特約

各種特約の保障内容について

特約ワイドおよび三大疾病・重大疾病に関する各種特約の保障内容の概要を記載しています。保障内容や対象となる疾病は保険種類によって異なりますので、詳細は、ご契約のしおり・約款をご確認ください。

1. 特約ワイド・特約もっとワイド 共通

急性心筋梗塞治療給付金

脳卒中治療給付金

責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞または脳卒中を発病し、初めて診療を受けた日からその日を含めて60日以上、「所定の状態」が継続したと医師によって診断されたときに支払います。

「所定の状態」とは・・・

＜急性心筋梗塞＞

労働の制限を必要とする状態(※1)

＜脳卒中＞

他覚的な神経学的後遺症(※2)が継続している状態

(※1) 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動は制限を必要とする状態

(※2) 言語障害、運動失調、麻痺等

＜注意＞

急性心筋梗塞治療給付金および脳卒中治療給付金をご請求される際は、医療機関からの診断書は、**診療開始日より60日以上経過後**にお取りください。

重大疾病死亡保険金

責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因として、保険期間中に死亡したときに支払います。

2. 特約もっとワイド

重大疾病入院給付金

責任開始期以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞または脳卒中を直接の原因として入院したときに支払います。

＜注意＞

◎重大疾病入院給付金は、診療開始日から60日経過する前でもご請求いただけます。

◎診療開始日より60日経過する前に、重大疾病入院給付金のみご請求いただく場合、60日経過後にあらためて急性心筋梗塞治療給付金、または脳卒中治療給付金をご請求いただくこととなります(急性心筋梗塞治療給付金、または脳卒中治療給付金の支払要件を満たす場合に限り)。その際は、あらためて診断書をご提出いただく必要がありますのでご注意ください。

特約ワイドおよび三大疾病・重大疾病に関する特約

3. 三大疾病増額特約

三大疾病入院給付金

責任開始期以後に診断確定されたがん、または責任開始期以後に発病した心疾患(※)・脳卒中の治療を直接の目的として入院したときに支払います。

(※)急性心筋梗塞以外にも対象となる心疾患があります。詳細は約款をご確認ください。

例:狭心症、再発性心筋梗塞、急性心筋梗塞の続発合併症、肺塞栓症、心筋症など

4. 三大疾病入院一時金特約

三大疾病入院一時金

責任開始期以後に診断確定されたがん(※)、または責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞・脳卒中の治療を直接の目的として入院したときに支払います。

(※)保障開始まで3ヶ月の待期間があります。

<注意>

三大疾病入院一時金のお支払いは1回限りです。一時金が支払われると、特約は消滅します。

5. 三大疾病無制限型長期入院特約

疾病長期入院給付金

災害長期入院給付金

主契約の疾病(災害)入院給付金の支払限度日数をこえて入院したときに支払います。三大疾病(がん、急性心筋梗塞または脳卒中)による入院の場合は、支払限度は無制限です。三大疾病以外での入院の場合は、支払限度が決まっています。

<注意>

三大疾病による入院給付金の請求の場合は、入院日数や手術の有無に関わらず、入院証明書が必要です(入院申告書での代用はできません)。

6. 三大疾病無制限入院特約

三大疾病無制限入院給付金

主契約の疾病(災害)入院給付金の支払限度日数をこえて、責任開始期以後に発病した三大疾病(がん、心疾患または脳血管疾患)(※)による入院をしたときに、支払限度は無制限で支払います。

(※)急性心筋梗塞、脳卒中以外にも対象となる疾患があります。詳細は約款をご確認ください。

心疾患例:狭心症、肺塞栓症、心筋症、心房細動など

脳血管疾患例:脳動脈の閉塞、一過性脳虚血発作など

特約ワイドおよび三大疾病・重大疾病に関する特約

7. 三大疾病一時金特約・やさしい三大疾病一時金特約

三大疾病一時金

特約正式名称	保障内容
・三大疾病一時金特約 ・引受基準緩和型三大疾病一時金特約A	三大疾病(がん、急性心筋梗塞または脳卒中)により「所定の状態」に該当した場合に、一時金を支払います。

「所定の状態」とは・・・

① 第1回の特約給付金

《がん》

責任開始期の属する日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日以後に、初めてがんと診断確定されたとき

《急性心筋梗塞、脳卒中》

責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞、脳卒中について、つぎの(1)(2)いずれかに該当したとき

- (1) 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として手術(※)を受けたとき
- (2) 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として継続20日以上入院をしたとき

② 第2回以降の特約給付金

《がん》

直前の三大疾病一時金の支払事由該当日の属する月の初日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、つぎの(1)(2)いずれかに該当したとき

- (1) 初めてがんと診断確定されたとき
- (2) つぎのすべてに該当したとき
 - (i) がんと診断確定されていること
 - (ii) がんの治療を直接の目的とする入院をしていること

《急性心筋梗塞、脳卒中》

直前の三大疾病一時金の支払事由該当日の属する月の初日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、つぎの(1)(2)いずれかに該当したとき

- (1) 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として手術(※)を受けたとき
- (2) 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として継続20日以上入院をしたとき

(※) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為、または約款に定める先進医療のうち、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるもの(ただし、吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。)

特約ワイドおよび三大疾病・重大疾病に関する特約

特約正式名称	保障内容
・三大疾病一時金特約〔2020〕	約款の別表で定める三大疾病(がん、心疾患または脳血管疾患)(※1)により所定の状態に該当した場合に、一時金を支払います。

「所定の状態」とは・・・

① 第1回の特約給付金

《がん》

責任開始期の属する日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日以後に、初めてがんと診断確定されたとき

《心疾患、脳血管疾患》

責任開始期以後に発病した約款の別表で定める心疾患または脳血管疾患について、つぎの(1)(2)(3)いずれかに該当したとき(※1)

- (1) 心疾患または脳血管疾患の治療を直接の目的として手術(※2)をしたとき
- (2) 心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞、脳卒中を除く)の治療を直接の目的として継続10日以上入院をしたとき
- (3) 急性心筋梗塞、脳卒中の治療を直接の目的として入院をしたとき

② 第2回以降の特約給付金

《がん》

直前の三大疾病一時金の支払事由該当日の属する月の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、つぎの(1)(2)いずれかに該当したとき

- (1) 初めてがんと診断確定されたとき
- (2) つぎのすべてに該当したとき
 - (i) がんと診断確定されていること
 - (ii) がんの治療を直接の目的とする入院をしていること

《心疾患、脳血管疾患》

直前の三大疾病一時金の支払事由該当日の属する月の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、つぎの(1)(2)(3)いずれかに該当したとき

- (1) 心疾患または脳血管疾患の治療を直接の目的として手術(※2)をしたとき
- (2) 心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞、脳卒中を除く)の治療を直接の目的として継続10日以上入院をしたとき
- (3) 急性心筋梗塞、脳卒中の治療を直接の目的として入院をしたとき

(※1) 急性心筋梗塞、脳卒中以外にも対象となる疾患があります。なお、上皮内新生物一時金特則を付加されている場合は、上皮内新生物も保障の対象となります。詳細は約款をご確認ください。

(※2) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為、または約款に定める先進医療のうち、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるもの(ただし、吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。)

特約ワイドおよび三大疾病・重大疾病に関する特約

8. 三大疾病保険料払込免除特約・やさしい三大疾病保険料払込免除特約

保険料払込免除

特約正式名称	保障内容
・三大疾病保険料払込免除特約 ・引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約	三大疾病(がん、急性心筋梗塞または脳卒中)により「所定の状態」に該当した場合に、主契約および付加された一部の特約の保険料の払込を免除します。

「所定の状態」とは・・・

《がん》

責任開始期の属する日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日以後に、初めてがんと診断確定されたとき

《急性心筋梗塞、脳卒中》

責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞、脳卒中について、つぎの(1)(2)いずれかに該当したとき

- (1) 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として手術(※1)をしたとき
- (2) 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として継続20日以上入院をしたとき

(※1) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為、または約款に定める先進医療のうち、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるもの(ただし、吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。)

特約正式名称	保障内容
・三大疾病保険料払込免除特約[2020] ・三大疾病保険料払込免除特約[2023]	約款の別表で定める三大疾病(がん、心疾患または脳血管疾患)(※2)により所定の状態に該当した場合に主契約および付加された特約の保険料の払込を免除します。

「所定の状態」とは・・・

《がん》

責任開始期の属する日からその日を含めて3ヶ月を経過した日の翌日以後に、初めてがんと診断確定されたとき

《心疾患、脳血管疾患》

責任開始期以後に発病した約款の別表で定める心疾患または脳血管疾患について、つぎの(1)(2)(3)いずれかに該当したとき(※2)

- (1) 心疾患または脳血管疾患の治療を直接の目的として手術(※3)をしたとき
- (2) 心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞、脳卒中を除く)の治療を直接の目的として継続10日以上入院をしたとき
- (3) 急性心筋梗塞、脳卒中の治療を直接の目的として入院をしたとき

(※2) 急性心筋梗塞、脳卒中以外にも対象となる疾患があります。なお、上皮内新生物保障特約を付加されている場合は、上皮内新生物も保障の対象となります。詳細は約款をご確認ください。

(※3) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為、または約款に定める先進医療のうち、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるもの(ただし、吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。)

特約ワイドおよび三大疾病・重大疾病に関する特約

9. 重大疾病一時金特約

重大疾病一時金

特約正式名称	保障内容
・重大疾病一時金特約	重大疾病(心疾患または脳血管疾患)により所定の状態に該当した場合に重大疾病一時金を支払います。

「所定の状態」とは・・・

① 第1回の特約給付金

責任開始期以後に発病した約款の別表で定める心疾患または脳血管疾患について、つぎの(1) (2) (3)いずれかに該当したとき(※1)

- (1) 心疾患または脳血管疾患の治療を直接の目的として手術(※2)をしたとき
- (2) 心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞、脳卒中を除く)の治療を直接の目的として継続10日以上入院をしたとき
- (3) 急性心筋梗塞、脳卒中の治療を直接の目的として入院をしたとき

② 第2回以降の特約給付金

直前の重大疾病一時金の支払事由該当日の属する月の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、つぎの(1) (2) (3)いずれかに該当したとき

- (1) 心疾患または脳血管疾患の治療を直接の目的として手術(※2)をしたとき
- (2) 心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞、脳卒中を除く)の治療を直接の目的として継続10日以上入院をしたとき
- (3) 急性心筋梗塞、脳卒中の治療を直接の目的として入院をしたとき

(※1) 急性心筋梗塞、脳卒中以外にも対象となる疾患があります。詳細は約款をご確認ください。

(※2) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為、または約款に定める先進医療のうち、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるもの(ただし、吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。)

特約ワイドおよび三大疾病・重大疾病に関する特約

10. 三大疾病無制限治療特約

三大疾病無制限治療給付金

特約正式名称	保障内容
・三大疾病無制限治療特約	主契約の治療給付金の支払限度月数をこえて、三大疾病（がん、心疾患または脳血管疾患）（※）による入院をした場合は、支払限度を無制限として、三大疾病無制限治療給付金を支払います。

（※）急性心筋梗塞、脳卒中以外にも対象となる疾患があります。詳細は約款をご確認ください。

ご不明な点がございましたら、当社までご連絡ください。

アフラック 保険金コンタクトセンター 電話番号:0120-555-877